

生徒指導規程が目指すもの ～未来への希望～

この生徒指導規程を通して、個々のアイデンティティーや個性を尊重し、多様性を認め合える学校にしていきます。

生徒がそれぞれの自由の中で、自主・自律的に、かつ行動に責任を持ってルールを守ることで、生徒指導規程が将来的に私たちにとって当たり前のようなマナーとなるようにしていきます。

また、生徒指導規程を通して学校がよりよくなり、一人一人が学校に行きたくなくなるようなコミュニティの形成を目指します。

令和3年3月9日 広島叡智学園中学校 全校生徒



【Mission】

学びを通じて平和な社会づくりを実現し続ける存在となることを目指す

【Vision】

社会の持続的な平和と発展に向け世界中のどこにおいても地域や世界の「よりよい未来」を想像できるリーダーを育成する

「学びの変革」の目指すべきモデルとなる

【Values】

「グローバルな視野」と「地域に根ざした心」の双方を大切にし、主体的に学び続ける「ラーニングコミュニティ」を形成する

広島県立広島叡智学園中学校 生徒指導規程

第1章 総則

第1条 (目的)

この規程は、広島県立広島叡智学園中学校（以下、「本校」と表記）の生徒の人格の形成と健やかな成長を願い、本校の教育目標を達成するために、すべての生徒が安心・安全かつ自主的・自律的な充実した学校生活を送ることができるよう必要な事項を定めるものである。

第2章 学校生活に関すること

第2条 (登下校、欠席・遅刻・早退)

本校が全寮制の中高一貫教育校であることを鑑み、登下校について次のとおり定める。

- (1) 登校時間は8時35分までとし、この時間までに授業が行われる教室に入室していない場合には遅刻とする。
- (2) 欠席及び遅刻の連絡は、原則として保護者が学校に連絡をすること。ただし、緊急の場合は、この限りではない。なお、事前に分かっている場合には、保護者が予め学級担任に連絡をすること。
- (3) 早退することが事前に分かっている場合には、理由とともに必ず保護者が学級担任に連絡をすること。

第3条 (服装)

- (1) 冬用制服（着用基準日10月～5月）：ブレザー（紺色）
- (2) 夏用制服（着用基準日5月～10月）：半袖ポロシャツ（白色・ポケット付）
※体調、気候に応じて、冬用・夏用制服のどちらを着用してもよい。
- (3) 次の①から④については、制服を着用し、(4)の服装基準に従うこと。
 - ①入学式・卒業式などの儀式的行事
 - ②学校訪問・企業訪問などの学校行事
 - ③安全上の理由がある場合
 - ④その他、学校が必要と認める場合
- (4) 制服着用時は、次の①から⑨の服装基準に従うこと。
 - ①ブレザーの内側には、白を基調としたカッターシャツまたはブラウス（ワンポイント可）を着用する。
 - ②ズボン、スカートのいずれを着用するかは、各自で判断する。
 - ③ポロシャツ、カッターシャツ及びブラウスの裾はズボン、スカートの中に入れる。
 - ④スカートの長さは、ひざが隠れるラインを基本とする。
 - ⑤ズボン、スカートの色は、黒色、紺色又は灰色を基本とする（チェック柄等も可）。
 - ⑥ズボンは、ベルトをする（黒を基調）。
 - ⑦ズボンは、スラックスまたはチノパンツ（綿パン）とする。
 - ⑧タイツ、セーター、カーディガンの着用を認めるが、黒色・紺色・茶色を基調とした華美でないものにし、セーター、カーディガン等が制服の裾が出ないようにする。
 - ⑨ネクタイの着用については、各自で判断する。
- (5) 校内外の活動においては常に公共の場であることを意識し、派手な装飾や露出の多い格好は避け、時間・場所・場面などの状況に応じた適切な衣服を着用すること。
- (6) 登校時の帽子、マフラー、手袋、ネックウォーマーの着用は認めるが、教室棟や食堂棟等への入室前には外すこと。

第4条 (授業道具等の管理)

各自の所持品には必ず記名するとともに、その管理について、次のことを厳守すること。

- (1) 登校後は、授業道具等を各自のロッカーに入れて、必ず施錠すること。
- (2) ICカードは紛失・破損に気を付けて各自で管理すること。

第5条 (通信機器・ICT機器の使用)

校内、校外、寮での教育活動における通信機器・ICT機器(タブレット端末、ノートパソコンなど)の利用については、次のとおりとする。

(1) 禁止行為など

- ①学習活動とは関係のない用途で通信機器・ICT機器を使用することを禁止する。
- ②校内への携帯電話・スマートフォンなどの持ち込みは禁止する。
- ③教科で使用を指示されている場合を除き、試験中における携帯電話・スマートフォン、その他の通信機器・ICT機器の持ち込みや通信(インターネット・通話・メールなど)は禁止する。

(2) 情報モラルなど

- ①通信機器・ICT機器を利用する場合は、別途定めるICTガイドラインに従って適切に使用すること。
- ②個人や団体等に対する誹謗中傷・名誉棄損・嫌がらせ・威圧・強要など、名誉や尊厳を失墜させる恐れのある行為や個人情報等の漏えいなど、事案によっては警察等の関係諸機関との連携を行う。
- ③SNS等や出会い系サイトなどを利用した出会いや約束など、トラブルにつながる恐れがある行為は絶対に行わないこと。
- ④肖像権やプライバシー保護、知的財産権の保護の観点から、校内(校外での教育活動を含む)での録音・録画・撮影等が必要な場合には、担当教諭及び関係者に許可を得てから行うこと。その際、録音・録画・撮影等を行った内容について、媒体(紙・デジタルなど)を問わず、無断で第三者に公開してはならない。
- ⑤動画、音楽等を視聴する場合は、必ずイヤホンを使用すること。また、イヤホンをつけたまま校内を移動しないこと。

第6条 (自転車の利用)

自転車の利用について次のとおり定める。

- ①交通ルールやマナーを厳守し、安全な走行を行うこと。
- ②二人乗り、並進運転、傘差し運転、イヤホンをつけたままでの運転、夜間の無灯火運転、ノーヘルメットなど、道路交通法及びその他法令に違反する行為はしないこと。
- ③必ずヘルメットを着用すること。

第7条 (学問的誠実性)

IB校として求められる「学問的誠実性(Academic honesty)」については、別途定める方針に従うこと。

第3章 生徒指導上の諸課題への指導に関すること

第8条 (問題行動等への指導等)

問題行動に対しては、本規程等の指導方針に従って、教育上必要な指導を行う。その際、スクールカウンセラーや専門機関と連携し、生徒が自己の行為を振り返り、課題を認識するとともに、よりよい学校生活を送ることができるよう留意して指導に当たる。

第9条 (特別な指導の目的)

特別な指導とは、社会のルール及び学校で定めた生徒指導規程の内容に違反した場合に、再び問題行動を起こさないために、自らの行動をじっくりと振り返り、今後の学校生活に希望や目標をもち、より充実した学校生活を送ることができるようにするものである。

第10条 (特別な指導)

校内外を問わず、次に掲げる行為が認められた場合には、該当生徒に対して特別な指導を行う。なお、事案によっては警察等の関係諸機関と連携の上で指導を行う。

(1) 法令・法規に違反する行為

① 飲酒・喫煙

外国において飲酒・喫煙可能年齢に達していても、本校在籍中は校内・校外を問わず一切認めない。

② 暴力・威圧・強要行為

③ いじめ行為。また、いじめにつながる恐れのある行為等

④ 建造物・器物損壊

⑤ 窃盗・万引き・占有離脱物横領等

⑥ わいせつ行為、痴漢行為等の性犯罪及びそれに類する行為等

⑦ 薬物等乱用

覚せい剤・麻薬等、日本国内において違法とされている薬物の所持・乱用の場合は警察等の関係諸機関と連携して対応する。

⑧ 交通違反

⑨ 刃物・火薬類・爆発物等危険物所持

⑩ 賭博行為

⑪ 個人や団体等に対する誹謗中傷・名誉棄損・嫌がらせ・威圧・強要など個人や団体等の名誉や尊厳を失墜させる行為、個人の情報等の漏えい

⑫ SNS等の不適切な使用

⑬ その他法令・法規に違反する行為

(2) 本校が定める規則等に違反する行為

① 飲酒・喫煙同席及び飲酒・喫煙準備行為（酒類・煙草等の所持）

② 学問的誠実性に反する行為（妨害行為も含む）

③ 無断外泊及び深夜徘徊

④ 暴走族等への加入

⑤ 登校後の無断外出・無断早退

⑥ 指導無視及び暴言等

⑦ 門限以降の無断外出

⑧ 通信機器・ICT機器の不適切な使用や、情報モラルを逸脱した使用等

⑨ その他、学校が必要であると判断した行為

第11条 (反省指導)

特別な指導における、反省指導は次のとおりとする。

(1) 説諭

(2) 学校反省指導（別室反省指導・授業反省指導）、保護者連携

第12条 (反省指導の実施)

反省指導は原則として学校反省とする。学校反省は登校させて別室で行う別室反省指導と、授業に参加しながら行う授業反省指導の2種類とする。

- (1) 反省指導の期間中に実施される試験、検査等は別室での受験とする。
- (2) 反省指導の期間中に実施される学校行事、放課後活動等の教育活動については、原則として参加を認めない。また、休日における外出も原則禁止とする。なお、研修旅行等の参加については、別途協議の上参加の有無を決定する。
- (3) 問題行動の内容や反省指導中の状況によっては、保護者と連携の上一時的に退寮させることがある。

第13条 (学校反省指導の期間)

反省指導の期間については別途定める。ただし、反省の状況等により、指導期間を延長あるいは短縮するなどの対応を行う場合がある。

附則

(規程の改正)

本規程の改訂は、全校生徒及び教職員との協議を経た上で、校長が決定する。

(施行)

本規程は、令和2年1月14日から施行する。

令和3年1月21日一部改訂

令和3年4月6日一部改訂